

民法の一部を改正する法律

民法（明治二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第九百条第四号ただし書中「、嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の二分の一とし」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この法律による改正後の第九百条の規定は、平成二十五年九月五日以後に開始した相続について適用する。